



すべての市民の 幸せのために

浦安市まちづくり基本条例を制定しました

「浦安市まちづくり基本条例」が3月11日に市議会で可決され、4月1日に施行しました。
この条例は、浦安市におけるまちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めたものです。
今号では、まちづくりの担い手の市民と市、市議会が共有するまちづくりのルールとなるこの条例についてお知らせします。
【問】企画政策課 ☎712・6039

ID 1031564

浦安市まちづくり基本条例の制定にあたって

浦安市長 内田 悦嗣

本市は、これまで、市民を中心とした多様な主体が連携することによって、飛躍的な発展を遂げてきました。
地震や風水害、感染症など想定できない状況の対応や、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化、ネットワークインフラ整備などによる情報化の進展など、社会情勢が変化しても市民や地域コミュニティ、市民活動団体など多様な主体が、市や議会とともに担い手となって、まちづくりを進めていくことで、浦安はさらに輝き躍動するものと確信しています。
「浦安市まちづくり基本条例」では、これまでのまちづくりの進め方や考え方を踏襲しながら、

さまざまな立場や価値観を超えて共有できるまちづくりの基本原則を明らかにしています。
また、総合的かつ計画的に行政運営を行うために、行政運営、行政評価、財政運営の基本原則などを定める「浦安市行政基本条例」「浦安市行政評価条例」「浦安市健全な財政運営に関する条例」を制定しました。
まちづくり基本条例の理念を市民の皆様と共有しながら、市民一人ひとりの意思を結集し、新たな浦安を市民の皆様と「共に」「創る」すなわち「共創のまちづくり」を進め、基本構想で将来都市像として設定した「人が輝き躍動す

るまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」の実現を目指してまいりますので、引き続き市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
まちづくり基本条例の制定にあたり、懇話会委員の皆様、市民会議にご参加いただいた方々をはじめご意見、ご協力いただいた市民や関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

